

告示

埼玉県告示第千四百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

セカンドストリート久喜店

埼玉県久喜市久喜北二丁目六番十八号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社宝船 午前九時から午後七時

株式会社上州屋 午前十時から午後九時

（変更後）株式会社ゲオストア 午前九時から翌午前一時

株式会社セカンドストリート 午前九時から午後十時

株式会社上州屋 午前十時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後九時三十分

（変更後）午前八時三十分から翌午前一時三十分

ハ 変更年月日

令和二年十月三十一日

ニ 届出年月日

令和二年十月二日

二 縦覧期間

令和二年十月十六日から令和三年二月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月十六日から令和三年二月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課